懲戒処分の公表

令和5年4月28日

豊橋市長 浅 井 由 崇

豊橋市代表監査委員 古 池 弘 人

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	市民協創部
職種又は職務の級	課長補佐
年齢	50 歳代
性別	男
処分内容	停職 2月
処分理由(事案概要)	
スタンド	1月25日(水)午後7時30分頃、帰宅途中のガソリンにて給油後に、自らの精算レシートのほか、残されてい精算レシートを精算機に通して釣銭を取得した。
(処分理由) 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第 3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に 該当。	
処分年月日	令和 5 年 4 月 28 日

所属の部局	監査委員事務局	
職種又は職務の級	主査	
年齢	60 歳代	
性別	男	
処分内容	減給 10分の1 1月	
処分理由 (事案概要)		
豊橋市小 進行義務	令和4年11月29日(月)午後8時25分頃、私用のため運転中、 豊橋市小池町字原下及び鴨田町地内付近の交差点にて交差点安全 進行義務違反により自転車との衝突事故を起こし、相手方に怪我 を負わせた。	
(処分理由) 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第 3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に 該当。		
処分年月日	令和 5 年 4 月 28 日	